

公益社団法人ビタミン・バイオフィクター協会 定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人ビタミン・バイオフィクター協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を京都市左京区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、ビタミン及びバイオフィクターとこれらに関連する生命科学の研究の援助並びに普及に関する事業を行い、もって国民の栄養の維持向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) ビタミン及びバイオフィクターの研究機関に対する援助
- (2) ビタミン及びバイオフィクターの研究機関との協調連絡
- (3) ビタミン及びバイオフィクターに関する啓蒙宣伝
- (4) 関係官庁、諸団体との連絡
- (5) その他この法人の目的達成のための事業

2 前項第 1 号の事業は、日本全国において行うものとする。

第 3 章 会員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同し、入会した個人
- (2) 基本法人会員 この法人の事業に賛同し、所定の入会金(基金)を納入して入会した企業法人
- (3) 一般法人会員 この法人の事業に賛同し、その事業を賛助する目的で入会した企業法人又は、団体
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、財政的支援をする法人又は個人

2 前項の(1)(2)(3)会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員となるには、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は社員になったとき及び毎年、社員総会において別に定める額を納入する義務を負う。ただし、正会員が役員、名誉会長及び顧問並びに参加になった場合は、この限りでない。

2 納入された会費は退会されても返却しないものとする。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき

第 4 章社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として、毎年 1 回事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長（代表理事）が招集する。

2 社員総会を招集するには、社員総会を構成する社員に対し、会長が 7 日前までにその社員総会の目的たる事項及びその内容並びに日時場所を示して社員に書面又は電磁的方法によって通知しなければならない。

3 社員総会は、これを構成する社員の過半数の出席をもって成立する。

4 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、社員総会において出席社員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに行わなければならない。ただし、理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席社員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 会員は、会の執務時間内において社員総会の議事録の閲覧を求めることができる。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8 名以上 15 名以内
- (2) 監事 2 名以上 5 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 4 会長以外の理事のうち 1 名以上 3 名以内を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、当協会の事業実施にかかわる場合には、別に定める報酬に関する規程に従って支給することができる。

(名誉会長及び顧問並びに参加)

第 26 条 この法人に、任意の機関として、若干名の名誉会長及び 1名以上15名以内の顧問並びに 3名以上20名以内の参加を置くことができる。

2 名誉会長は、次の職務を行う。この法人の重要事項につき、会長の諮問に応じること

3 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

4 参加は、次の職務を行う。

理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

5 名誉会長及び顧問並びに参加の選任及び解任は、理事会において決議する。

6 第23条第1項及び第3項の規定は、名誉会長及び顧問並びに参加にも準用する。

第 6 章 理事会

(構成)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(開催と招集)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、業務執行理事が理事会を招集し、代行する。

2 理事会を招集するには、理事会を構成する理事に対し、会長が 7 日前までにその理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時場所を示して書面又は電磁的方法によって通知しなければならない。

3 会長以外の理事は、2 名以上の連記で会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集を請求することができる。

4 会長は、前項に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

5 前項の規定による理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事が招集する。

6 理事会は、これを構成する理事の過半数の出席をもって成立する。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その 3 分の 2 以上をもって行う。

2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 審査委員会

(審査委員会)

第 33 条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、研究助成金申請書及び活動事業委託費申請書について審査する。

3 審査委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める審査委員会規程による。

第 8 章 資産及び会計

(基本財産)

第 34 条 この法人の基本財産は、理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産とする。

2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。その一部を処分するとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認、決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。直近の総会で報告することとする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第 1 項の規定により報告され、又は前項の規定により承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 4 分の 3 以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第 39 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は岩井和夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
2010年(平成22年)9月1日施行
- 4 この定款の変更は、2013年(平成25年)5月27日から施行する。
- 5 この定款の変更は、2014年(平成26年)5月27日から施行する。
- 6 この定款の変更は、2015年(平成27年)6月22日から施行する。
- 7 この定款の変更は、2017年(平成29年)6月26日から施行する。
- 8 この定款の変更は、2019年(令和元年)6月18日から施行する。